資料１

公立保育所の施設管理に関する基本方針
（素案）

令和２年〇月

千　葉　市

目次

１　はじめに 1
（１）これまでの経緯と取組み 1
（２）公立保育所の施設管理に関する基本方針 1
（３）旧方針との関係性 2
２　現状・課題 3
（１）保育需要の動向と将来見通し 3
（２）老朽化の進行と建替え・維持保全 5
（３）公立保育所にかかる財政負担 5
（４）全市的な「保育の質」の確保・向上 7
３　現状・課題を踏まえた公立保育所の施設管理の方向性 8
（１）市の責務と公立保育所の役割 8
（２）建替えに伴う民営化 8
（３）保育需要のピークアウトを見据えた統廃合 8
４　公立保育所の施設管理の方向性を踏まえた施策展開 9
（１）公立保育所の建替え 9
（２）民営化の実施 9
（３）統廃合の実施 10
（４）保育の質向上策の展開 12
５　個別施設対策リスト 13

１　はじめに

（１）これまでの経緯と取組み

ア　公立保育所の施設改善に関する基本方針（平成 24(2012)年 7 月）

○　老朽化の進行が深刻な問題となっており、施設改善策を講じる必要があった。

○　待機児童の解消、効率的な整備運営、多様なニーズへの対応が求められていた。

○　こうした背景から、平成 24(2012)年 7 月に大規模改修等が困難な木造 6 か所については建替えを行い、その際には定員増等の機能拡充を図ることなどを定めた「公立保育所の施設改善に関する基本方針」（以下、「旧方針」という。）を策定した。

イ　旧方針に基づく建替え

○　旧方針に基づき、平成 27(2015)年 4 月に寒川保育所、平成 31(2019)年 4 月に大森保育所及び緑町保育所の 3 保育所を建替えし、同時に民営化を行った。

（２）公立保育所の施設管理に関する基本方針

ア　策定の背景及び内容

○　旧方針に基づき建替えを行う木造 6 か所のうち残る 3 保育所については、2 か所は移転用地を確保し、令和 2 年度に建替えに向けた準備に着手するとともに、もう 1 か所も移転用地確保の見通しがある。

○　旧方針に基づき、建替えのほか改修、修繕等による施設改善を図ってきたものの、近年、木造だけでなく鉄筋コンクリート造の老朽化も進み、公立保育所全体の建替え等による施設改善の検討が必要な時期となった。

○　待機児童を解消するため行ってきた民間保育施設の急増や就学前児童の減少等の課題も顕在化してきた。

○　そのため、旧方針を廃止し、「公立保育所の施設管理に関する基本方針」（以下、「新方針」という。）を策定することとした。

○　新方針では、長期的な視点にたち、将来の保育需要の動向を踏まえ、全市的な保育資源の適正配置を念頭に置きつつ、公立保育所の施設管理の方向性を整理していく。

○　その方向性を踏まえ、必要かつ十分な公立保育所を建替え・存置するとともに、個々の保育所の立地条件、周辺地域の保育需要と保育資源の状況、費用対効果を総合的に勘案した民営化や統廃合についても実施していく。

イ　位置付け

○　新方針は、「千葉市公共施設等総合管理計画」に基づく、公立保育所に関する個別施設計画を兼ねるものとする。

ウ　対象施設

○　本市が所有する公立保育所及び公立認定こども園（以下「公立保育所」という。）を対象とする。

○　公立保育所　　全６０か所

（木造　　１０か所（※建替済（民営化）の３件を含む）

（鉄筋コンクリート（RC）造　４３か所）

（軽量鉄骨（S）造　　７か所）

エ　計画期間

○　令和 3(2021)年度～令和 22(2040)年度（20 年間）

オ　方針の見直し

○　新方針策定から 5 年後を目途に、保育需要の動向に応じて方針の見直しを実施する。

（３）旧方針との関係性

○　新方針の策定に伴い、旧方針を廃止とする。なお、旧方針に基づき施設改善を実行中の施設については、新方針に引き継ぐものとする。

２　現状・課題

（１）保育需要の動向と将来見通し

○　近年、本市における保育需要は増加を続けており、これに対応するため、民間保育施設の急速な整備による受け皿の確保を図ってきた結果、令和 2(2020)年 4 月時点の待機児童は 0 人となっている。

図表１　認可保育園数の推移

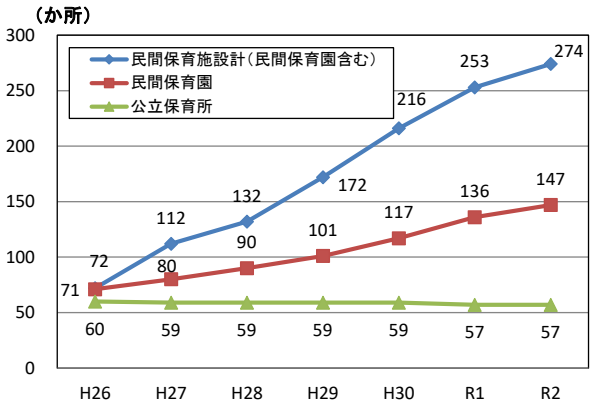

図表２　待機児童数等の推移（各年 4. 1 現在）

年度	就学前児童数	保育所入所申込数（A）	入所児童数（B）	保育所入所待ち児童数（A)ー(B）	待機児童数	増減（対前年度）
R2	42,081	18,129	17,644	485	0	▲ 4
R1	43,187	17,501	17,072	429	4	▲ 4
H30	44,203	16,792	16,375	417	8	▲ 40
H29	45,398	16,232	15,633	599	新定義：48	－
					旧定義：33	22
H28	46,491	15,356	14,724	632	11	11
H27	47,192	14,516	14,174	342	0	0
H26	48,022	13,588	13,274	314	0	▲ 32

※新定義：育児休業取得中（復職の意思あり）を含む

図表３　就学前児童数の推移

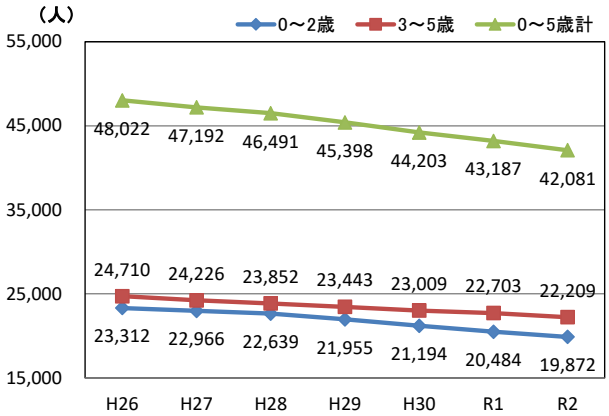

○　一方、本市の就学前児童数は、平成 26(2014)年度以降一貫して減少しており、こうした状況に鑑みると、近い将来、本市の待機児童対策には一定の目途が立つと見込まれる。

○　ただし、開発等による局所的・一時的な保育需要の増加に留意する必要がある。

○　今後、少子化の進行は避けられないため、中長期的には、保育需要は確実にピークアウトすることとなり、保育資源は「減少・縮小」局面を迎え、定員に余剰が発生した地域を中心として、近隣保育施設間の競合が生じ、施設の撤退・閉園も想定されることから、市内保育資源の適正配置の観点から公立保育所の施設管理の方向性を整理する必要がある。

図表４　保育需要の将来予測（「千葉市こどもプラン（第２期）」のデータより）

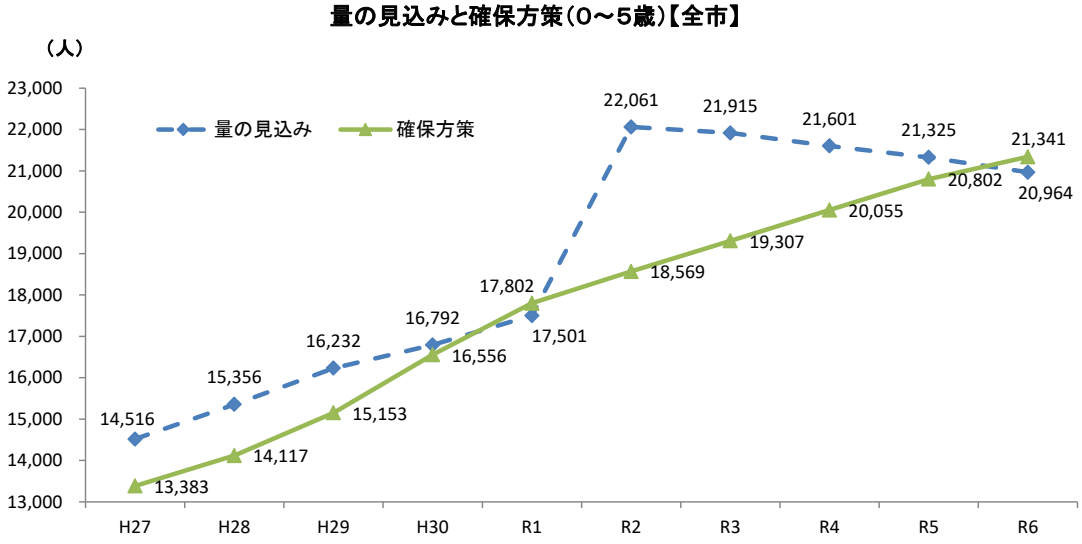

【図表４解説】

※量の見込み

保育需要の見込み。小学校就学前児童の保護者の教育・保育に対する利用希望が反映されており、現在は就労していないが、今後就労を希望する保護者の「潜在的な需要」も含まれている。（「潜在的な需要」の全てが、直ちに実際の需要として顕在化するものではない。）

平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までは実際の申込者数を、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までは平成 30(2018)年度のニーズ調査結果を基に各年度における需要の最大値を表している。

※確保方策

量の見込みに対応する保育供給量。平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までは定員数、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までは整備計画数を表している。

（２）老朽化の進行と建替え・維持保全

○　本市の公立保育所は、昭和 40～50 年代に集中的に整備され、今後 5 年間で半数以上が耐用年数※を超過することとなるため、鉄筋コンクリート（RC）造を含めた建替えを加速する必要がある。

※耐用年数・・・
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で示されたものであり、耐用年数を超えた施設がただちに使えなくなるわけではない。

図表５　耐用年数超過箇所数（RC 造）

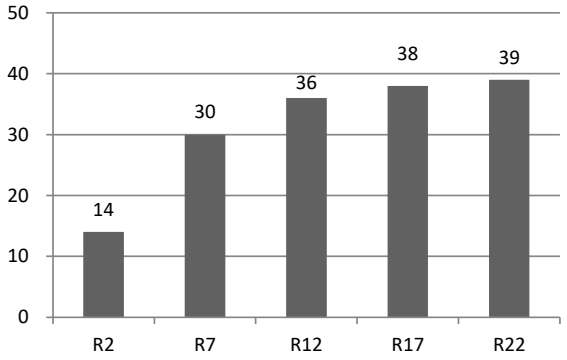

○　また、保育時間・期間等の制約から、維持保全に係る工事は「居ながら施工」が前提となり、工事期間中の保育運用に多大な影響を及ぼす。さらに、建物構造や在籍児童数の状況によっては、そもそも工事が不可能なケースも少なくない。

○　こうした保育所特有の事情を踏まえ、施設ごとに建替え・維持保全に係る実現可能な計画を策定し、財源を確保しつつ、着実に実施していく必要がある。

（３）公立保育所にかかる財政負担

○　公立保育所の運営及び建替え・維持保全は、民間と比較し多大な市の財政負担を要するが、他政令市と比べて市内保育施設に占める公立の割合が高い状況にある。

図表６　平均的な規模の１園あたりの財政負担比較の試算（20 年間）

（単位：百万円）

		公設公営	民設民営
施設整備費用	総支出額	300	300
	うち市負担額	195	25
運営費用	総支出額	3,180	2,900
	うち市負担額	820	520
合計	総支出額	3,480	3,200
	うち市負担額	1,015	545

※市負担額は地方交付税措置考慮後の額

【図表６の財源内訳】

○施設整備費用

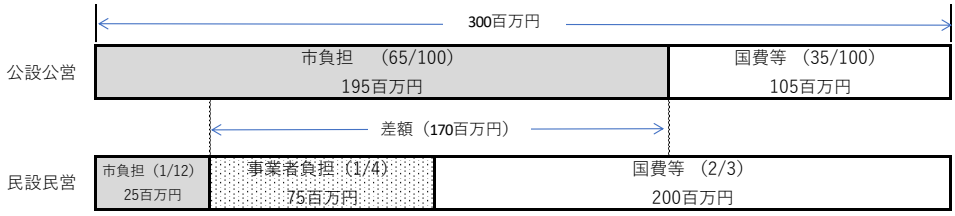

○運営費用（２０年間）

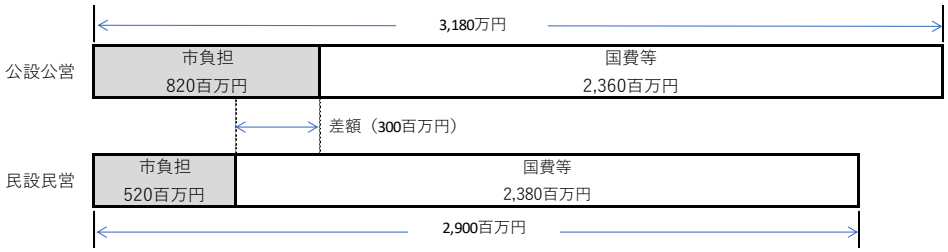

※国費等・・・・国費、県費、地方交付税措置、保育料（運営費用のみ）

図表７　政令市の民営化状況（R2.４時点）

	現公立数 (a)	民営化数 (b)	統廃合数 (c)	休止数 (d)	廃止数 (e)	元公立数(f) a+b+c+d+e	民営化率(g) b/f
さいたま市	61	0	0	0	0	61	0.0%
岡山市	53	0	0	2	0	55	0.0%
広島市	88	0	0	0	0	88	0.0%
静岡市	58	1	0	0	1	60	1.7%
新潟市	86	2	2	0	3	93	2.2%
千葉市	57	3	0	0	0	60	5.0%
札幌市	22	3	7	0	4	36	8.3%
相模原市	25	4	0	0	0	29	13.8%
浜松市	20	4	0	0	1	25	16.0%
名古屋市	99	23	2	0	0	124	18.5%
大阪市	87	29	0	0	13	129	22.5%
熊本市	19	6	0	0	0	25	24.0%
神戸市	57	21	3	1	1	83	25.3%
仙台市	35	15	0	0	0	50	30.0%
京都市	14	10	1	0	0	25	40.0%
横浜市	71	55	0	0	0	126	43.7%
堺市	17	21	1	0	0	39	53.8%
北九州市	24	45	8	0	1	77	58.4%
川崎市	27	56	5	0	0	88	63.6%
福岡市	7	14	0	0	0	21	66.7%

（４）全市的な「保育の質」の確保・向上

○　乳幼児期は人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、また、保育施設は児童が日中の大半の時間を過ごす生活の場・教育の場であることから、保育施策の展開においては、保育の機会を保障するための「量」の拡充と併せて、児童の育ちと学びを保障するための「質」の確保・向上を図ることが極めて重要である。

○　他方、民間保育施設の急速な整備、規制緩和による参入障壁の低下等により、特に開設当初において、民間保育施設の保育の「質」にバラつきが生じているという実態がある。

○　待機児童対策に一定の目途が立つと見込まれる中、本市は、保育施策の重点を「量」から「質」へとシフトしていく転換期を迎えており、保育施設として当然に満たすべき水準の保育の提供と底上げはもとより、幼児教育の充実につながる「質」の向上を図るための取組みを強力に推進し、小学校以降にもつながる「資質・能力」（例えば「非認知能力」）の育成を図る必要がある。

○　そのためには、保育士等の専門性・スキル、処遇やキャリア形成、執務環境、保育環境、園（法人）運営など、総合的な「質」の向上が必要である。

○　民間保育施設の在籍児童数は増加を続け、平成 30(2018)年 4 月以降は、保育施設利用者のうち、民間保育園在籍児童が 6 割以上を占めており、令和 2(2020)年度以降も、その割合は一層高まっていくこととなる。

○　従って、全市的な保育の「質」の確保・向上を図るためには、民間保育施設における「質」が重要であり、財源を確保しながら、その確保・向上のための新たな施策を講じる必要がある。

図表８　入所児童数の推移

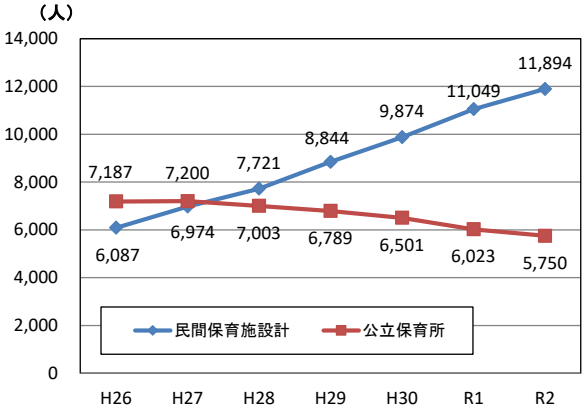

３　現状・課題を踏まえた公立保育所の施設管理の方向性

（１）　市の責務と公立保育所の役割

○　公立保育所と民間保育施設は優劣の関係にないが、前述のとおり、民間保育施設の保育の「質」にバラつきが生じ、底上げが必要という実態がある。

○　本市は、認可権者としての責務を負っており、保育に関するノウハウの蓄積・民間保育施設との共有、必要な指導監督及び支援・助言の実施等を担う高い専門性・スキル及び豊かな経験を兼ね備えた保育士等を職員として育成する必要がある。

○　公立保育所は、入所児童に対して保育を提供するとともに、本市の保育士等が実地経験を積み重ね、上記の責務を果たすに相応しい専門性・スキルを身に付けるための育成の場として、極めて重要な役割を果たしている。

○　また、人口減少地域等で民間保育施設の参入が見込まれない場合は、市内全域の児童への保育の提供を保障するために、公立保育所による保育の提供が必要である。

○　従って、こうした責務と役割を将来に渡って果たしていくために必要かつ十分な公立保育所を存置する必要がある。

（２）建替えに伴う民営化

○　本市の財政状況は、財政危機を脱したものの、引き続き財政健全化に向けた取組みが必要であり、今後も、超高齢社会への対応をはじめとする社会保障に係る歳出増が見込まれており、「保育の質の確保・向上」及び「存置する公立保育所の建替え・維持保全」に必要な財源を確保するためには、運営（ソフト）及び維持管理・改築（ハード）に多大な市の財政負担を要する公立保育所の民営化を進める必要がある。

○　このため、老朽化による建替えの機会を捉えて民営化を進める。

○　民営化にあたっては、受け皿整備数の減少が顕著になると事業者の参入意欲が低下する恐れがあることを考慮し、民営化は可能な限り早期に着手し、迅速に進める必要がある。

○　さらに、当該保育所における保育の質が低下しないよう、十分な実績を有する良質な事業者を確保する必要がある。

（３）保育需要のピークアウトを見据えた統廃合

○　保育需要がピークアウトし、「減少・縮小」局面を迎えた後、公立保育所がその役割を果たし続けながら、民間保育施設とバランス良く共存していくことができるよう、保育資源の適正配置の観点から、周辺地域の就学前児童数の動向や民間保育施設の分布等を考慮し、一定数の統廃合（廃止）も検討していく必要がある。

４　公立保育所の施設管理の方向性を踏まえた施策展開

（１）公立保育所の建替え・維持保全

ア　対策の優先順位の考え方

○　老朽化が著しく、良質な保育環境の継続的な確保が困難な木造施設を優先的に建替え、次に鉄筋コンクリート造施設を経過年数が古い順に建替えを行っていく。

○　建替えを行わない保育所や、建替えまでに一定の期間を要する保育所は、計画的な改修により維持保全を図る。

イ　建替え手法

○　老朽化した保育所の建替えは、安全面や費用・児童や職員への負担軽減の観点から移転による建替えが望ましく、移転用地の確保が必要とされる。

○　移転先として未利用市有地、公営住宅跡地、学校統廃合跡地、学校敷地の空きスペース等を最大限活用するほか、都市公園法の占用許可制度を活用して公園内への設置も検討する。

○　敷地の状況や移転用地確保の状況によっては、敷地内建替えや仮園舎を利用した建替えを検討する。

○　なお、現保育所の跡地については、利活用を検討したうえで、余剰となるものは処分を行い、建替え・維持保全の財源確保に努めていく。

（２）民営化の実施

○　建替えに伴う民営化を進め、「保育の質の確保・向上」及び「存置する公立保育所の建替え・維持保全」に必要な財源を確保していく。

○　長期的な視点に立ち、「減少・縮小」局面における保育資源の適正配置を考慮するとともに、将来にわたって市の責務と公立保育所の役割を果たし続けるために、必要十分な公立保育所を存置する。

○　以上を踏まえ、計画期間内の可能な限り早い時期に 20 か所程度の公立保育所の民営化を図る。

図表９　民営化により削減される財政負担の試算（20 年間）**（精査中）**

	削減される財政負担
施設整備費用	約40億円
運営費用	約50億円
合計	約90億円

【図表９算出基礎】
○施設整備費用　差額（約204百万円）×民営化保育所数
○運営費用　　差額（約15百万円/年）×民営化から令和22年度までの年数の合計
※差額は、公設公営時と民設民営時の1施設あたりの市負担額の差
※地方債の利子償還、地方交付税措置を考慮した額で算出

（３）統廃合の実施

○　老朽化により建替えが必要とされる保育所のうち、保育需要の減少が現に続いている、または、近い将来減少が予測される地域に所在し、近隣に受け皿となる保育施設がある保育所は、保育資源の適正配置や費用対効果等を考慮し、統廃合を検討する。

（精査中）

図表１０　（１）～（３）の施策を反映した公立保育所一覧（精査中）

令和2年4月1日現在

No.	保育所名	構造	経過年数	耐用年数	建替えの必要性※	対応方法	備考
1	白旗保育所	RC	49	47	有	精査中	
2	新宿保育所	RC	23	47	-		
3	寒川保育所	木					平成29年建替済（民営化）
4	神明保育所	RC	49	47	有		
5	亥鼻保育所	RC	51	47	有		
6	星久喜保育所	RC	31	47	有		
7	都保育所	RC	45	47	有		
8	生実保育所	RC	26	47	-		
9	大森保育所	木					平成31年建替済（民営化）
10	蘇我保育所	S	11	27	-		
11	弁天保育所	RC	47	47	有		
12	浜野保育所	RC	46	47	有		
13	川戸保育所	RC	45	47	有		
14	幕張第一保育所	S	10	27	-		
15	長作保育所	RC	38	47	有		
16	花見川第一保育所	S	11	27	-		
17	幕張第二保育所	S	12	27	有		
18	花見川第二保育所	RC	50	47	有		
19	花見川第三保育所	RC	48	47	有		
20	さつきが丘第一保育所	RC	47	47	有		
21	こてはし台保育所	RC	47	47	有		
22	西小中台保育所	S	10	27	-		
23	幕張第三保育所	RC	41	47	有		
24	さつきが丘第二保育所	RC	40	47	有		
25	長沼原保育所	木	50	22	有		
26	轟保育所	RC	35	47	有		
27	千草台保育所	RC	37	47	有		
28	緑町保育所	木					平成31年建替済（民営化）
29	あやめ台第一保育所	S	10	27	-		
30	小中台保育所	RC	23	47	-		
31	天台保育所	RC	49	47	有		
32	あやめ台第二保育所	RC	48	47	有		
33	小深保育所	木	47	22	有		
34	黒砂保育所	RC	46	47	有		
35	園生園育所	RC	46	47	有		
36	宮野木保育所	RC	44	47	有		
37	野呂保育所	木	48	22	有		
38	更科保育所	木	25	22	有		
39	小倉台保育所	木	51	22	有		
40	千城台西保育所	木	49	22	有		
41	大宮台保育所	木	49	22	有		
42	千城台東第一保育所	RC	48	47	有		
43	坂月保育所	S	11	27	-		
44	桜木保育所	RC	46	47	有		
45	千城台東認定こども園	RC	44	47	有		
46	都賀の台保育所	RC	42	47	有		
47	多部田保育所	RC	40	47	有		
48	平山保育所	RC	43	47	有		
49	誉田保育所	RC	20	47	-		
50	稲毛海岸保育所	RC	34	47	有		
51	幸第一保育所	RC	50	47	有		
52	高洲第一保育所	RC	48	47	有		
53	高洲第二保育所	RC	48	47	有		
54	真砂第一保育所	RC	46	47	有		
55	真砂第二保育所	RC	46	47	有		
56	高洲第三保育所	RC	46	47	有		
57	真砂第三保育所	RC	45	47	有		
58	高浜第一保育所	RC	44	47	有		
59	幸認定こども園	RC	43	47	有		
60	磯辺保育所	RC	39	47	有		

RC＝鉄筋コンクリート造　S＝軽量鉄骨造　木＝木造

※　木造及びRCで計画期間内に目安となる耐用年数を超える保育所は、「建替えの必要性」が有として整理(47か所)

（４）保育の質向上策の展開

○　民営化による削減される財源を活用し、保育の質の向上に資する既存の取組みを強化するとともに、保育“者”の質に着眼し、保育者が働きたい・働き続けたいと思える環境を整えることで、「保育施設として当然に満たすべき水準の保育の提供・底上げ」と、「幼児教育の充実に繋がる「質」の向上」を図る。

○　保育の質向上施策を計画的・効果的に実施するため、学識経験者・関係団体代表者等から意見聴取をする。

○　保育者や保育施設等の現状把握、保育の質向上策の成果指標設定等のため、実態調査を実施する。

○　意見聴取や実態調査の結果に基づき、より一層の保育の質の向上に係る新たな施策展開を検討していく。

５　個別施設対策リスト（精査中）

公立保育所個別施設対策リスト

№.	施設名	施設概要	R2	R3	・・・	・・・
1	白旗保育所					
2	新宿保育所					
3	寒川保育所					
4	神明保育所					
5	亥鼻保育所					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					
	・					

精査中

※　各保育所の建替えの際には、個別に実施計画を策定する。

※　民営化の際には、円滑に運営を移行するための基本原則をまとめた「公立保育所の民間移管に関する実施基準（平成 24 年 9 月策定)」を基本としつつ、民間への移管を進める。